

■ 鳥取県自然環境保全地域のあらまし ■

鳥取県自然環境保全地域とは…

鳥取県の貴重な自然環境を県民の財産・地域の財産として保全し、広く県民が自然環境の恵みを受けるとともに、将来の県民に継承できるよう、保全すべき地域を鳥取県自然環境保全条例に基づいて指定しています。

これらの地域は、国立公園や国定公園などの自然公園区域とは重複しない地域で、自然環境を損なう恐れのある行為を制限しています。

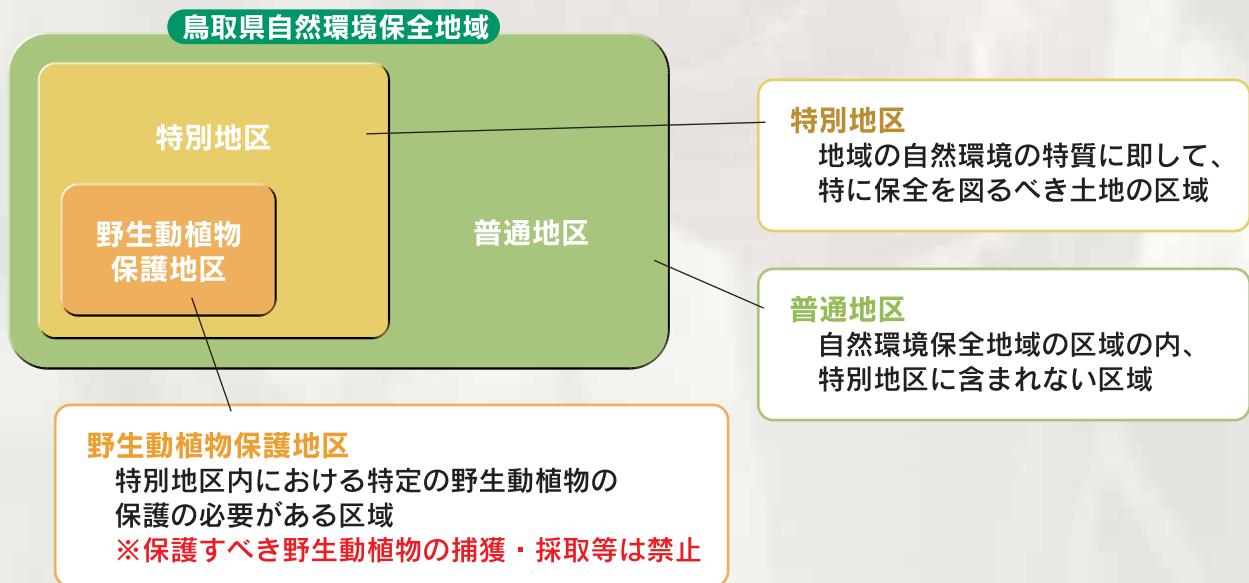
地域の指定

次のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものが、自然環境保全地域に指定されます。

- 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）
- 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）
- 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域
- その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域
- 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの

地区の指定

区域の特性により、『特別地区』『野生動植物保護地区』『普通地区』に区分されます。



行為の許可・届出と罰則

それぞれの地域ごとに、一定の行為を規制・制限しており、建築物の新築や土地造成を行う場合などは、**県知事への許可申請または届出が必要です。** 条例に違反して行為を行った場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される場合があります。